

板橋区コミュニティ・スクール功労者感謝状贈呈要綱

(令和6年4月11日教育長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、区内区立小学校及び区立中学校（以下「学校」という。）における「板橋区コミュニティ・スクール」の推進について、コミュニティ・スクール委員会の委員（以下「CS 委員」という。）または学校支援地域本部の地域コーディネーターとして貢献し、在任中の功労が顕著であった者に対し、感謝状を贈呈するために必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 感謝状は、次の各号に該当する者に対し、贈呈するものとする。

(1) CS 委員として4年以上在任した者で、退任する者。ただし、板橋区立学校における学校運営連絡協議会の設置等に関する規則（令和2年3月12日東京都板橋区教育委員会規則第3号）第9条第1項第1号及び第6号に掲げる者を除く。

(2) 地域コーディネーターとして4年以上在任した者で、退任する者。

2 過去に本要綱に基づき同一の感謝状を贈呈された者は対象外とする。

(感謝状の贈呈方法等)

第3条 次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める感謝状の贈呈を行う。

(1) 第2条第1項第1号に該当する CS 委員あて（別記1）

(2) 第2条第1項第2号に該当する地域コーディネーターあて（別記2）

2 感謝状は、原則として学校長を通じて贈呈する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は地域教育力担当部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年3月31日以降に退任した者から適用する。この場合の在任年数の起算日は、令和2年4月1日とする。

別記 1

感謝状

〇〇 〇〇 様

あなたは永年にわたり コミュニティ・スクール委員として「地域とともにある学校」の実現に向けて多大な貢献をされました
ここに深く感謝の意を表します

年 月 日

板橋区教育委員会

別記 2

感謝状

〇〇 〇〇 様

あなたは永年にわたり 学校支援地域本部地域コーディネーターとして「地域とともにある学校」の実現に向けて多大な貢献をされました
ここに深く感謝の意を表します

年 月 日

板橋区教育委員会